



平成31年 2月15日

報道機関 各位

南房総市長 石井 裕

職員による不祥事について

このたび、誠に遺憾ながら南房総市役所職員組合において、本市職員である組合員が、同組合の預金通帳から447万6474円を横領し、また、領収書及び領収印の偽造を行ったことが判明しました。

現在、事件の詳細を確認し、当該職員の処分手続きを進めています。

組合員である前に市民全体の奉仕者である本市職員が、このような事件を起こし市民の皆様のご信頼を著しく損なうこととなりましたことは、誠に申し訳なく思います。

今後は、こうした不祥事を二度と起こさぬよう職員の綱紀粛正及び服務規律の保持等の徹底を図るとともに再発防止に取り組み、市民の皆様からの信頼回復に努めます。

なお、南房総市役所職員組合から報告を受けた事件の内容は、下記のとおりです。

記

1 職員

南房総市教育委員会事務局 副主査 49歳 男性
(南房総市役所職員組合 前執行委員長)

2 事件の概要

当該職員は、自己の借金返済のために南房総市役所職員で組織する職員組合（組合員数：281人※平成31年1月4日時点）の組合費を同組合名義の預金通帳から着服し、平成29年4月28日から平成30年11月30日の間に4,476,474円を横領した。

また、同組合の決算監査を免れるため、本来は自治労連千葉県本部に納入すべき負担金や共済掛金を支払ったかのように見せかける目的で、自ら領収書と領収印を偽造した。

上記横領額については、平成31年2月4日までに、本人から全額返済されている。

3 経緯

- (1) 平成30年7月19日開催の定期大会において、平成29年度の組合員に対する手当が未払いであることが判明した。前執行委員長は、支払う旨の答弁をしたが、その後、新役員からの数回にわたる支払要請にもかかわらず、支払われなかった。
- (2) 平成30年12月6日、同年12月13日の2度にわたり前執行委員長である当該職員と新役員との間で組合会計に関する引継ぎを行った。会計帳簿については、自治労連千葉県本部への負担金や共済掛金などの領収書が揃っていたが、多額の出張旅費や通帳の出入金額と会計帳簿との差異等、不明な点があり、再確認するよう当該職員に要請した。
- (3) 平成30年12月14日、同組合の書記長が、自治労連千葉県本部へ負担金の納入状況や請求書の有無等を確認したところ、組合側で既に支払い済みと処理されていた負担金や共済掛金に未入金があることが判明した。
- (4) 平成30年12月27日、同組合役員から当該職員に「会計に関する不正が無いか正直に話して欲しい」と問いかけ、当該職員は、組合費を着服したことを認めた。また、自治労連千葉県本部への負担金や共済掛金の領収書及び領収印は、自ら偽造したことを認めた。
- (5) 平成31年1月25日、当該職員は、同組合役員に対し、着服した横領金を、住宅ローンや子供の仕送り、教育費に充てていたことを認めた。

※返済状況（結果）

平成31年1月31日	2,000,000円	入金済
平成31年2月1日	2,000,000円	入金済
平成31年2月4日	476,474円	入金済
合計返済済額	4,476,474円	

【問い合わせ先】南房総市総務部秘書広報課 電話：0470-33-1002 FAX：0470-20-4591
e-mail：hisho@city.minamiboso.lg.jp

南房総市役所職員組合に対するお問い合わせは、同組合が事務所を有していないため、秘書広報課が取り次ぎます。但し、職務中は、取り次ぎできませんので、原則メール又はFAXにてご連絡ください。